

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

一般財団法人高知県教育会館
一般財団法人高知県婦人会館
一般財団法人大津教育振興会
一般財団法人高知県教職員互助会
一般財団法人小砂丘賞委員会

目次	ページ
告示	
◎告示（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部改正（行政管理課）	1
◎「急速充電器使用料」に係る使用料の指定納付受託者の指定（環境計画推進課）	2
○基本測量の実施の通知（2件）（用地対策課）	2
○基本測量の終了の通知（3件）（ ）	2
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	3
◎高知県立幡多青少年の家の使用料に係る公金事務の委託（教育委員会事務局生涯学習課）	3
◎高知県立塩見記念青少年プラザの使用料に係る公金事務の委託及び告示の廃止（ ）	3
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の使用料に係る公金事務の委託（ ）	3
公告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知県教育長訓令	
◎教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令	4

告 示

高知県告示第315号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、令和8年5月20日から施行する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)の表を次のように改める。

法人の名称

1の(2)中「ことを除く。」を「ことを除く。次号において同じ。」に、「法人を除く。」を「法人を除く。次号において同じ。」に改め、1の(2)ア(オ)を削り、1の(2)ア(カ)を1の(2)ア(オ)とし、同(オ)の次に次のように加える。

(カ) 変更の認定（法第11条第4項において準用する法第5条）

1の(2)イ(シ)を1の(2)イ(ス)とし、1の(2)イ(サ)を1の(2)イ(ジ)とし、1の(2)イ(コ)を1の(2)イ(サ)とし、1の(2)イ(ケ)を1の(2)イ(コ)とし、1の(2)イ(ク)を1の(2)イ(ケ)とし、1の(2)イ(キ)を1の(2)イ(ク)とし、1の(2)イ(カ)を1の(2)イ(キ)とし、1の(2)イ(オ)を1の(2)イ(カ)とし、1の(2)イ(エ)を1の(2)イ(オ)とし、1の(2)イ(ウ)を1の(2)イ(エ)とし、1の(2)イ(イ)を1の(2)イ(ウ)とし、1の(2)イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 公益法人から提出を受けた財産目録等の公表（法第22条第2項）

1の(2)ウ(サ)を1の(2)ウ(ス)とし、1の(2)ウ(コ)中「契約成立」を「契約成立等」に改め、同(コ)を1の(2)ウ(シ)とし、1の(2)ウ(ケ)を1の(2)ウ(サ)とし、1の(2)ウ(ク)を1の(2)ウ(コ)とし、1の(2)ウ(キ)の次に次のように加える。

(ク) 公益目的取得財産残額の見込額及びその算定の根拠を記載した書類に記載された額の増額又は減額（府令第67条第3項）

(ケ) 公益認定を取り消した場合における公益目的取得財産残額の見込額の算定及び当該公益認定の取消しを受ける公益法人に対する当該見込額の通知（府令第67条第4項）

1の(2)の次に次のように加える。

(3) 教育、学術又は文化の振興を主たる目的とする法人及び保育所のみ経営する法人に係る事務を主たる目的とする信託に係る公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下この号において「法」という。）の規定により行政庁（法第3条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。）が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア 移行認可（法附則第4条第1項に規定する移行認可をいう。以下この号において同じ。）に関する事務

ア 移行認可に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法附則第6条及び公益信託に関する法律施

行規則（令和7年内閣府令第63号。以下この号において「府令」という。）第55条第2項第3号）

(イ) 移行認可（法附則第7条）

(ウ) 移行認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法附則第10条第1項において準用する法第10条及び府令第10条第1項）

(エ) 移行認可に関する信託行為又は事業計画書の内容に係る法令又は法令に基づく行政機関の処分に対する違反及び旧主務官庁（法附則第8条第2項に規定する旧主務官庁をいう。以下この号において同じ。）の監督上の命令に対する違反の有無についての旧主務官庁への意見聴取（法附則第10条第2項）

(オ) 移行認可に係る申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはしない処分をした旨の旧主務官庁への通知（法附則第11条）

イ 公益信託（法第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。以下この号において同じ。）の認可に関する事務

(ア) 公益信託認可（法第6条の認可をいう。以下この号において同じ。）に係る申請書の受理及び当該申請書の添付書類の決定（法第7条第2項及び府令第2条第3項第1号及び第9号）

(イ) 2以上の公益信託を引き受ける受託者が提出した公益信託認可に係る書類の他の公益信託の行政庁への共有（府令第2条第5項）

(ウ) 公益信託認可（法第8条）

(エ) 公益信託認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査（法第10条及び府令第10条第1項）

(オ) 公益信託認可をした旨の公示（法第11条）

(カ) 公益信託の変更等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第12条第4項及び府令第12条第2項第3号）

(キ) 公益信託の変更等の認可（法第12条第6項において準用する法第8条）

(ク) 公益信託の変更等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに変更の認可をした旨の公示（法第12条第6項において準用する法第10条及び府令第10条第1項並びに法第12条第6項において準用する法第11条）

(ケ) 公益信託の変更等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される変更後の信託行為の内容を証する書面（当該変更の認可に伴い当該書面の記載事項に変更がある場合に限る。）の受理（府令第12条第3項）

(コ) 行政庁の変更を伴う場合の変更の認可申請書の經由

及び受理並びに事務の引継ぎ（法第13条）

(サ) 行政庁の変更を伴う変更の認可申請に対する処分をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第13条第2項）

(シ) 行政庁の変更を伴う変更の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要があると認める事項の決定（府令第13条第3項）

(ス) 公益信託の変更等及び受託者の辞任等の届出の受理並びに当該届出があった旨の公示（法第14条及び第15条）

ウ 公益信託事務の処理等及び併合等に関する事務

(ア) 財産目録等を添付した提出書の受理及び当該提出書の添付書類の決定（法第21条第1項及び府令第49条第1項第4号）

(イ) 公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等の公表（法第21条第2項）

(ウ) 公益信託の併合等の認可申請書の受理及び当該認可申請書の添付書類の決定（法第22条第5項及び府令第50条第2項第2号）

(エ) 公益信託の併合等の認可（法第22条第7項において準用する法第8条）

(オ) 併合等の認可に関する許認可等行政機関等からの意見聴取及び当該意見聴取前の欠格事由の調査並びに併合等の認可をした旨の公示（法第22条第7項において準用する法第10条及び府令第10条第1項並びに法第22条第7項において準用する法第11条）

(カ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をした旨の変更前の行政庁への通知（府令第13条第2項）

(キ) 行政庁の変更を伴う併合等の認可をしたときの公益信託関係事務に関する帳簿及び書類の引継ぎ並びに必要があると認める事項の決定（府令第13条第3項）

(ク) 併合等の認可を受けた公益信託の受託者から提出される併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面の受理（府令第50条第3項）

(ケ) 公益信託の終了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第25条）

(コ) 公益信託の清算に係る残余財産の給付の見込みの届出及び変更届出の受理（法第26条第1項）

(サ) 公益信託の清算終了の届出の受理及び当該届出があった旨の公示（法第26条第2項及び第3項）

エ 公益信託の監督に関する事務

(ア) 受託者に対する報告の徴収及び立入検査（法第9条各号に掲げる欠格事由の調査に関するものに限る。）並びに当該受託者から提出を求める報告書の様式等の明示（法第28条第1項及び第42条並びに府令第53条第2項）

(イ) 受託者に対する措置勧告及び当該措置勧告の内容の

公表並びに受託者に対する措置命令及び当該措置命令をした旨の公示（法第29条第1項から第4項まで）

(ウ) 受託者に対する措置勧告及び措置命令に関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第29条第5項）

(エ) 公益信託認可の取消し（法第30条第1項及び第2項）

(オ) 公益信託認可の取消しに関する許認可等行政機関等からの意見聴取（法第30条第3項において準用する法第29条第5項）

(カ) 公益信託認可を取り消した旨の公示（法第30条第4項）

(キ) 公益信託認可を取り消したことにより公益信託が終了した場合における清算のための新受託者選任の裁判所への申立て（法第31条第1項）

(ク) 許認可等行政機関等からの受託者に対する措置が必要である旨の意見の受領（法第32条）

オ 高知県公益認定等審議会への諮問等に関する事務

(ア) 高知県公益認定等審議会への諮問（法第38条において読み替えて準用する法第34条第1項及び第3項）

(イ) 答申に基づいてとった措置についての高知県公益認定等審議会への報告（法第38条において読み替えて準用する法第35条第2項）

(ウ) 届出書類の写し及び財産目録等の写しの高知県公益認定等審議会への送付等（法第38条において読み替えて準用する法第36条（第3項第1号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。））

(エ) 高知県公益認定等審議会からの勧告の受領及び当該勧告に基づいてとった措置の高知県公益認定等審議会への報告（法第38条において読み替えて準用する法第37条第1項及び第3項）

カ その他の事務

(ア) 官庁等に対する照会及び協力依頼（法第40条）

(イ) 公益信託に関する情報の提供（法第41条）

高知県告示第316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき指定納付受託者を令和8年3月31日に指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

指定納付受託者		指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定期間
事務所の所在地	名称		
東京都港区港南	株式会社eー	キャッシュレス	令和8年

二丁目13番34号 NSS-IIビル7階	M o b i l i t y P o w e r	決済を利用して納付される「急速充電器使用料」に係る使用料	4月1日から令和9年3月31日まで
-------------------------	---------------------------------	------------------------------	-------------------

高知県告示第317号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和8年4月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

2 作業期間

令和8年5月1日から同年9月30日まで

3 作業地域

宿毛市及び高岡郡四万十町

高知県告示第318号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和8年4月24日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

1 作業種類

基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業期間

令和8年5月1日から同年12月31日まで

3 作業地域

宿毛市、土佐清水市及び幡多郡大月町

高知県告示第319号

国土交通省国土地理院長から令和7年3月高知県告示第147号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和8年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第320号

国土交通省国土地理院長から令和7年3月高知県告示第155号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和8年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第321号

国土交通省国土地理院長から令和7年8月高知県告示第532号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が令和8年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第322号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
土佐市高岡町字摺木丙	259番23	4.91	33.22	

高知県告示第323号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月18日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
幡多郡黒潮町上川口1166	一般財団法人 大方青少年育成会	高知県立幡多青少年の家の使用料の徴収（調定事務を除く。）	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月31日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示し、令和5年4月高知県告示第198号（高知県立塩見記念青少年プラザに係る使用料の徴収事務の委託）は廃止する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市中秦泉寺365番地2	特定非営利活動法人たびびと	高知県立塩見記念青少年プラザの使用料の徴収（調定事務を除く。）	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

高知県告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年3月31日に指定し、公金事務を同年4月1日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
吾川郡いの町天王北一丁目14番地	特定非営利活動法人高知県青年会館	高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の使用料の徴収（調定事務を除く。）	令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和8年5月19日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和8年1月30日	香美市土佐山田町字	香美市土佐山田町

7 高都計第621号	宗目殿丸425番1、426番1、426番2	470番地 野村 眞一
------------	-----------------------	----------------

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第5号

教育委員会事務局
各 教 育 機 関

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月19日

高知県教育長 今城 純子

教育次長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育次長の権限に属する事務決裁規程（平成28年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の項中「公益認定の」を「公益信託の認可並びに公益認定及び公益信託の認可の」に改め、同表の1の(2)の項中「認定」を「認定及び信託の変更の認可」に改め、同表中1の(10)の項を1の(11)の項とし、1の(9)の項を1の(10)の項とし、1の(8)の項を1の(9)の項とし、1の(7)の項を1の(8)の項とし、1の(6)の項を1の(7)の項とし、1の(5)の項を1の(6)の項とし、同表の1の(4)の項中「公益法人」を「公益法人及び公益信託の受託者」に改め、同項を同表の1の(5)の項とし、同表の1の(3)の項の次に次のように加える。

(4) 信託の併合及び信託の分割の認可	○			法務文書課長	”
---------------------	---	--	--	--------	---

附 則

この訓令は、令和8年5月20日から施行する。